

第5章 入学

第19条 本大学学生の収容定員は、次のとおりである。

		入学定員	収容定員
法 学 部	法 律 学 科	400名	1,600名
	自 治 行 政 学 科	200名	800名
	計	600名	2,400名
経 済 学 部	経 済 学 科	750名	3,000名
	現 代 ビ ジ ネ ス 学 科	350名	1,400名
	計	1,100名	4,400名
経 営 学 部	国 際 経 営 学 科	530名	2,120名
	計	530名	2,120名
外 国 語 学 部	英 語 英 文 学 科	200名	800名
	ス ペ イ ン 語 学 科	90名	360名
	中 国 語 学 科	60名	240名
	国 際 文 化 交 流 学 科	100名	400名
	計	450名	1,800名
人 間 科 学 部	人 間 科 学 科	300名	1,200名
	計	300名	1,200名
理 学 部	数 理 ・ 物 理 学 科	70名	280名
	情 報 科 学 科	110名	440名
	化 学 科 学 科	110名	440名
	生 物 科 学 科	110名	440名
	計	400名	1,600名
工 学 部	機 械 工 学 科	165名	660名
	電 気 電 子 情 報 工 学 科	165名	660名
	物 質 生 命 化 学 科	165名	660名
	情 報 シ ス テ ム 創 成 学 科	120名	480名
	経 営 工 学 科	90名	360名
	建 築 学 科	145名	580名
	計	850名	3,400名
	合 計	4,230名	16,920名

第20条 入学時期は、学年の初めとする。ただし、学長は、教授会の審議を経て、後学期の初めとすることができる。

第21条 本大学に入学する者は、次の各号のいずれかに該当する者であることを要する。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本大学の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したものの

第22条 本大学に入学を許可される者は、所定の入学試験に合格した者に限る。

第23条 本大学に在学者で他の学部、学科に転部・転科を希望する者は、選考のうえこれを許可することができる。

2 前項の転部・転科者の在学年数については、元の学部、学科の在学年数の全部又は一部を算入することができる。

第24条 本大学への編入学、転入学又は再入学を希望する者については、次の各号のいずれかに該当する者について選考のうえ、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立看護教諭養成所を卒業した者
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「省令」という。)附則第7条に定める従前の規定による高等学校、専門学校又は教員養成諸学校等の課程を修了又は卒業した者
- (4) 法第132条に定める専修学校の専門課程を修了した者
- (5) 法第88条に定める大学の学生以外の者として大学において一定の単位を修得した者
- (6) その他前各号に定める者と同等の資格があると認められるもの

2 前項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目及び単位数の取扱いについては、その者の申請に基づき教授会の審議を経て学長が決定する。

3 第1項の規定により入学を許可された者の在学すべき年数については、教授会の審議を経て学長が決定する。

第25条 削除

第26条 外国人で入学を希望する者については選考のうえ特別学生として入学を許可することができる。

第27条 入学の許可を受けた者は、所定の書式による誓約書、保証人の保証書及び本大学所定の書類を提出し、入学金、授業料その他所定の納入金を納入しなければならない。

第28条 前条の保証人は、父母又はこれらに準ずるもので独立の生計を営む成年者であることを要する。なお、保証人として不適当と認められたときはその変更を命ずることがある。

第29条 保証人は、学生在学中に関する一切の事項につきその責に任ずるものとする。

第30条 保証人が死亡その他の事由で、その責務を尽くし得ない場合には、新たに保証人を選定して届け出なければならない。